

**令和4年度 赤い羽根 ポスト・コロナ(新型感染症)
社会に向けた福祉活動応援キャンペーン
～地域に密着した多様な生活支援活動を応援～**

助成要項（第2版）

社会福祉法人北海道共同募金会

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化するなか、地域では経済的に困窮する人や社会的に孤立する人の増加、固定化が大きな課題となりつつあります。

社会福祉法人北海道共同募金会(以下、「本会」という。)では、これまでの新型コロナウイルス感染下の福祉活動応援の取り組みを継続させ必要な支援につなげるため、それらの課題解決に取り組む団体への助成を行います。

1. 助成要望活動の募集方法

本助成要項に基づく公募を行います。

2. 助成対象団体

助成対象団体は、下記の要件をすべて満たすこととします。

- ・ 北海道内で活動する非営利の団体やグループ。(法人格の有無は不問)
- ・ 特定の企業、政党、宗教団体等から独立して運営され自主性が保たれていること。
- ・ 活動の内容や財務の状況を自ら積極的に公開する透明性をもつこと。
- ・ 応募時点で団体が設立されており、助成対象事業の実施体制が整っていること（活動年数は不問）。
- ・ 団体名義の金融機関預金口座を持っていること。
- ・ 反社会的勢力および反社会的勢力と密接な関わりがある団体でないこと

※反社会的勢力に該当する団体とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力が助成対象事業の運営等に関与していると認められる団体をいいます。

3. 助成対象活動

- ・ 新型コロナウイルス感染症の流行に起因した困りごとを抱える人たちを支援することを目的として、地域に密着して行われる食支援、学習支援、居場所支援、相談支援など、多様な生活支援活動に広く助成します。

(想定される活動の一例)

- ・こども食堂や地域食堂、フードバンクやフードパントリー等の食支援、学習支援、居場所づくりの活動など。
- ・衛生対策をとりながらの対面、あるいは電話やオンラインなどを活用した、不安、孤独、などに対する、各種の相談、傾聴、情報提供、など。
- ・ひきこもりがちとなった高齢者等の見守り活動など。
- ・虐待や DV の防止及び子どもの発育や発達のケア、緊急避難先の提供や居住支援に関する活動など。
- ・コロナに起因して顕在化した困りごとの解決に向けて、ボランティア団体や NPO 等が臨機に実施する活動など。

- ・団体が通常行っている活動の範囲内での取り組みは助成対象外とします。新型コロナウイルス感染症の影響に起因した各種の支援活動や、新たな生活様式に対応しつつ活動を継続していくためのものとして実施され、その活動に伴う経費の必要性が申請書から読み取れることを助成要件とします。
- ・公的な補助を受けていない活動（事業）を対象とします。
- ・他の団体による助成を受けていない活動（事業）を対象とします。ただし、その助成を受けていても、経費の明確な区分が行われることを条件に申請できるものとします。

4. 助成対象活動の実施期間

- ・令和4年7月1日(金)から12月31日(土)までとします。
- ・7月1日以降の活動であれば、助成申請前にかかった費用も遡って助成対象とします。ただし、その場合は領収書等の証憑を提出できることを要件とします。

5. 助成対象経費

活動の実施に直接必要とされる以下の経費を対象とします。

- ・物品、食材等購入費、交通費(実費)、ガソリン代、賃借料、印刷費、郵送料など。
- ※人的経費(謝金等を含む)、ボランティア活動保険料、団体事務所の家賃、光熱水費、公的資金及び他の助成金が充てられる費用等は対象外とします。
- ただし、謝金等について、それを受領する方自身のコロナ禍に端を発した経済的困窮などをも間接的に支援する意図のあるものは対象とする場合があります。

6. 助成(申請)額

- ・1団体につき30万円以内とします。
- (総事業費に対する助成率は特に定めません。また、自主財源をプラスして資金計画を立てることは差支えありません。)

7. 助成申請書の提出方法

- ・別紙の助成申請書に必要事項を記入の上、期日までに後記の、「申請書提出先・問い合わせ先」に提出してください（郵送及び電子メールでの提出可）。
- ・助成申請書は本会のホームページからダウンロードできます。

8. 助成申請書の提出締切

令和4年9月15日（木）必着

9. 助成決定等

- ・助成団体は本会における審査により決定します。
- ・助成が決定となった場合でも助成申請額から減額してお応えすることがあります。
- ・助成決定は、当該団体あてに通知を送付のうえ、本会ホームページで公表します。
- ・助成金は精算払いとします。
- ・助成決定団体には、活動終了後1か月以内に活動・精算報告書および領収書のコピーを本会に提出いただきます。
- ・本会は上記提出書類を確認のうえ当該団体に助成金を送金します。
- ・活動・精算報告書様式は助成決定時に配付します。
- ・活動実態が確認できなかった場合は、助成決定を取り消す場合があります。

10. スケジュール（予定）

令和4年8月25日（木）	助成申請受付開始
9月15日（木）	必着 助成申請締切
9月末	助成決定（内定、本会ホームページ公表）
12月31日（土）	助成を受けた活動の実施期間終了
1月16日（月）	助成を受けた活動に係る報告提出締切
2月上旬	助成金の交付

11. 助成決定後のお願い

活動内容の紹介

多くの人たちから寄せられた寄付金を原資とした助成ですので、今回の取り組みによる成果を、ぜひ 団体のホームページや SNS などで発信してください。

12. 申請書提出先・問い合わせ先

社会福祉法人 北海道共同募金会

〒 060-0002 札幌市中央区北 2 条西 7 丁目 1 番地 かでる 2.7 4 階

TEL011-231-8000 FAX011-231-8003

Email dokyobo@akaihane-hokkaido.jp